

## 船舶事故調査報告書

平成28年7月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年11月6日 12時30分ごろ
発生場所	愛媛県西予市大崎鼻東南東方沖 大崎鼻灯台から真方位110° 2.8海里付近 (概位 北緯33° 18.2′ 東経132° 25.5′)
事故の概要	漁船若戎丸は、南南西進中、また、漁船朝姫丸は、錨泊中、両船が衝突した。 若戎丸は、船首部に擦過傷を生じ、また、朝姫丸は、左舷外板に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月27日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 若戎丸、4.1トン EH3-81570（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 朝姫丸、1.46トン EH3-68541（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷外板に亀裂を伴う破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	船長Aは、船首方を見たところ、前路に他船を見掛けなかったもので、他船はいないものと思い、魚群探知機に映った魚群を見ながら航行を続けたところ、衝撃を感じて衝突したことを知った。 船長Bは、一本釣り漁を操業中、エンジン音に気付いて顔を上げたところ、左舷前方に接近するA船を認め、A船との衝突のおそれを感じ、立ち上がり大きく手を振って注意を喚起したものの、A船の針路及び速力に変化がなかったため、海に飛び込んだ。 B船は、船首を南東方に向け、船首及び船尾からそれぞれ錨を入れて錨泊していた。 B船は、錨泊中であることを示す形象物を表示していなかった。
分析	A船は、船長Aが、魚群探知機に映った魚群を見ていて前路の見張りを行っていなかったことから、錨泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。

	<p>B船は、船長Bが、左舷前方から接近するA船を認め、立ち上がり大きく手を振って注意を喚起したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船の船長Aが前路の見張りを行っていなかったため、A船が錨泊中のB船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は、見張りを適切に行うこと。</li><li>・錨泊中は、法定の形象物を表示すること。</li></ul>